

《令和6年度 家庭保存掲示用（家庭数配布）》

令和6年4月

保護者 様

世田谷区立東深沢小学校
校 長 奥長 英樹

天候や地震等、不測の事態での児童の安全確保について

標記の件について、本区の方針「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドラインについて」及び「大規模地震が発生した場合の対応について」に基づき、下記のとおりといたします。年度当初ですので、改めて、ご理解いただくとともに、お子様の安全確保にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドライン」

世田谷区（23区西部）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が気象庁より発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

（1）登園・登校前に発令された場合

- ① 午前6時までに解除された場合・・・平常保育・授業とする。
- ② 午前6時までに解除されない場合・・・全幼稚園、小・中学校を臨時休業日とする。

前日までに台風の接近・通過や大雪等が予想される場合は、園・学校から、対応の内容や留意点等の詳細を連絡することもあります。

なお、園・学校から通知した内容と台風接近・通過の当日の対応に変更がない場合は、改めて各学校から学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」等での発信いたしません。

また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」での通知が遅れる場合があるため、気象庁ホームページにて暴風警報（世田谷区）の有無を確認の上、ご判断ください。

（2）登園・登校後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策（「降園・下校時刻の変更」や「一時待機」等）を決定し、各園・学校に周知する。

- ① 幼稚園については、区の安全対策に基づき、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、保護者の引き取りにより、降園させる。
- ② 小・中学校については、区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

（3）移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で、集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

また、学校が臨時休業とした場合は、部活動も中止とする。

2 大規模地震が発生した場合の対応について

区内で震度5弱以上の地震

大規模地震が発生した場合の対応は、原則として、次のとおりとします。

(1) 登校前に大規模地震が発生した場合

- ・ 児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
- ・ 学校は、区の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をします。
- ・ 学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、学校緊急連絡情報配信サービス「すぐえる」、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

(2) 在校中に大規模地震が発生した場合

- ・ 学校は、直ちに教育活動を中断し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ・ 学校は、電話、学校緊急連絡情報配信サービス「すぐえる」、学校ホームページ等により、児童・生徒の安否、学校の被害状況、保護者への引渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- ・ 児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者への引渡しによります。
- ・ 保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において飲食、防寒等の必要な対応を行います。

(3) 登校・下校途中に大規模地震が発生した場合

- ・ 通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。
- ・ 児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ・ 児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。

3 「南海トラフ地震に関する情報（臨時情報）」が発表された場合の対応について

令和6年4月現在 東深沢小独自ガイドライン

気象庁では、南海トラフ地震が想定される震源域で、何らかの異常現象を観測した場合、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時情報）」を発表し、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」を開催します。その後に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」では、(1)もしくは、(2)のいずれかの評価を発表します。

(1) 「南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった」と発表された場合

- ・ 上記「2 大規模地震が発生した場合の対応について」と同様の対応をします。

(2) 「南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではない」と発表された場合

- ・ 原則として、「平常授業」といたします。
ただし、臨時情報が発表された時刻・状況等により、保護者の判断で「登校をひかえる」「下校時刻前に引き取る」の対応を行ってください。

1年間、ご家庭で家族全員が共有できる場所に保存掲示をお願いいたします。